

京都市若年がん患者の 在宅療養生活支援助成事業のご案内

京都市では、若年のがん患者の方が住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるように、在宅における療養生活を支援しています。

対象者となる方

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 申請時及び利用時に京都市内に住所を有する 18 歳以上 40 歳未満の方
- がん患者の方（介護保険法における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する方に限ります。）
- 在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- 他の制度において、同様の助成又は給付を受けることができない方

対象サービス

① 訪問介護

身体介護（着替、入浴、排せつなどの介助）
生活援助（調理、洗濯、掃除などの援助）
通院等乗降介助

② 訪問入浴介護

③ 福祉用具の貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置

④ 福祉用具の購入

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、スロープ、歩行器、歩行補助つえ

※ ただし、介護保険法に基づき、京都市長が指定した事業者が提供するサービスに限ります。

※ 介護保険法第8条第2項、第3項、第12項及び第13項に該当するサービスが対象となります。

助成金額

サービス内容（区分）	サービス利用上限額
対象サービスの ① ～ ③ の合計金額 （訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与）	80,000円（月額） （助成上限額72,000円）
対象サービスの ④ の合計金額 （福祉用具の購入）	100,000円（年額） （助成上限額90,000円）

- ・ サービス利用額の9割相当額を助成します。
- ・ 助成上限額を上回る利用料はご本人の負担となります。
- ・ 生活保護を受給されている方は10割相当額を助成します。

制度利用の流れ

①利用申請

利用を希望される申請者は提出書類を揃え、郵送又は持参により提出いただくか、京都市ホームページからオンラインにより申請ください。
(申請先は本チラシの下部参照)

【提出書類】

1. 京都市若年がん患者の在宅療養生活支援助成事業利用申請書（オンライン申請の場合は不要）
2. 京都市若年がん患者の在宅療養生活支援助成事業に係る意見書
3. 申請者又は利用者の本人確認書類（写し）
京都市に住所を有することが分かる書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し等）

- ・ 申請書の提出を受けた日と意見書に記載のある診断日のうちいずれか遅い日が本制度の助成対象になりますので、「②利用者の決定・通知」がある前からサービスを利用いただくことができます。
- ・ 申請時に請求等の手続を親族等に委任することができます。

②利用者の決定・通知

申請内容を審査し適当と認めた場合は、利用承認書を送付します。

③サービスの利用

京都市が指定等を行っている介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

介護サービス事業所一覧はこちら→



④利用料の支払い

介護サービス事業者から請求のあった利用料を利用者が一旦全額お支払いください。その際に、領収書とサービス内容・利用回数・金額等が記載された明細書を発行してもらってください。

⑤助成金の請求

請求書類を揃え、郵送又は持参により提出してください。
(提出先は本チラシの下部参照)

【提出書類】

1. 京都市若年がん患者在宅療養生活支援助成事業助成金交付請求書
2. 介護サービス事業者が発行する領収書、利用明細書
3. 振込先口座の確認できるもの（通帳の写しなど）

- ・ サービスの利用を開始した日の翌日から、1年以内に請求していただく必要があります。
- ・ 申請者が請求等の手続を委任した場合は、受任者による請求が可能となります。

⑥助成金の支払い

請求内容を審査し適当と認めた場合は、指定の口座に助成金を振り込みます。

<申請先・お問合せ先>

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所 北庁舎 4 階

電 話：075-222-3419 / F A X：075-222-3416

Eメール：kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

制度の詳細やオンライン申請はこちら→



※ 申請書類、制度概要、よくあるお問合せは京都市ホームページに掲載しております。

※ 申請書類は各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課に提出いただくこともできます。